

第5章 事業計画書・書面審査・口頭審査

5-1 事業計画書への記載事項

- 事業計画の策定に際して専門的な支援が必要な場合は、お近くの認定経営革新等支援機関にご相談ください。
認定経営革新等支援機関検索システム https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea
- 電子申請システム操作マニュアルの指示に従って、入力漏れや誤りがないよう、申請してください。
- 添付資料が所定の場所に登録されていない場合やファイルの作成方法等の不備又はパスワードの設定等により事務局にて内容の確認ができない場合は、審査ができませんので十分ご注意ください。
- 事業計画書の具体的内容については、「事業計画書作成の参考ガイド」「5-1事業計画への記載事項 その1・その2・その3」「5-2書面審査」をご確認の上で作成してください。
- 申請にあたっては電子申請システムにPDF形式のファイル等を添付してください。事業計画書は、A4サイズで可能な限り簡潔な事業計画書の作成にご協力ください。記載の分量で採択を判断するものではありません。
- 認定経営革新等支援機関や専門家等の外部支援を受けている場合には、事業計画書作成支援者の名称、報酬、契約期間を必ず記載してください。支援を受けているにも関わらず情報が記載されていないことが明らかになった場合には、申請にかかる虚偽として、不採択、採択決定の取消、補助金の返還又は事業者名及び代表者名を含む不正内容等の公表を行います。
- 事業内容に直接関係のない不必要な個人情報（例えば、社長、役員、従業員及び顧客の顔写真等）は掲載しないでください。
- 事業計画書の記載については、以下のポイントを詳細に記載いただくようお願いいたします。その3「会社全体の事業計画」の数値目標についてはすべての事業者に申請いただきます。

・その1：補助事業の具体的取組内容と会社全体の事業計画の目標数値との整合性

- ① 本事業の目的・手段について、今までの自社での取組の経緯・内容をはじめ、今回の補助事業で機械装置等取得しなければならない必要性を示してください。また、課題を解決するため、不可欠な工程ごとの開発内容、材料や機械装置等を明確にしなが、具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載してください（必要に応じて図表や写真等を用い具体的かつ詳細に記載してください）。事業期間内に投資する機械装置等の型番、取得時期や技術の導入時期についての詳細なスケジュールの記載が必要となります。本事業を行うことによって、どのように他者と差別化し省力化が実現するかについて、人手不足の状況、課題、実施体制、取組内容及び設備・システム導入によりどの程度生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化が図られるのかを具体的かつ詳細に記載してください。
- ② 上記①の記載にあたっては、補助事業を実施することにより、補助事業以外の事業については会社全体の事業計画に対して、どのようなシナジーや成果をもたらすかという観点で記載してください。具体的には、補助事業で省力化された労働力を補助事業以外の事業にどう活かすことで、その3①の各数値に示されるような価値を生むのかがわかるように、会社全体における柔軟なリソースの最適化の観点を踏まえて記載してください。

・その2：将来の展望

- ① 生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を実施することによる本事業の成果見込みについて、作成した事業計画に沿って事業を実施することで、自社にとってどのような付加価値が生み出されるのかを簡潔に記載してください。
- ② 必要に応じて図表や写真等を用い、具体的かつ詳細に記載してください。

・その3：会社全体の事業計画

- ① 会社全体の事業計画（表）における「労働生産性」や「一人当たり給与支給総額」「給与支給総額」等の算出については、算出根拠を記載もしくは別途提出してください。
※上記各数値は、その1②を踏まえて、内容がわかるように作成してください。
- ② 「省力化指数」や「投資回収期間」「付加価値額」「オーダーメイド設備」に関する計画も同様です。

- ③ 本事業計画（表）で示された数値は、補助事業終了後も、毎年度の効果報告等において伸び率の達成状況の確認を行います。

5-2書面審査

提出いただいた事業者情報、事業計画書に基づいて、事務局が内容の審査を行います。

審査項目・加点項目

(1) 補助対象事業としての適格性

公募要領に記載の対象事業、対象者、申請要件、補助率等を満たすか。なお、「1-1-1中小企業省力化投資補助事業（一般型）の目的」に沿わない事業は対象外となります。

(2) 技術面

省力化指数や投資回収期間、付加価値額、オーダーメイド設備の4つの観点について評価します。

■省力化指数が高い取組であることが示されており、その記載内容や算出根拠が妥当なものとなっているか。

※ 省力化指数 = [(設備導入により削減される業務に要していた時間)-(設備導入後に発生する業務に要する時間)] ÷ (設備導入により削減される業務に要していた時間) で計算される。本指数に用いる「設備導入により削減される業務に要していた時間」には既存業務の削減時間を組み込むことが基本である。加えて、新規出店を行う場合は、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手の削減時間も組み込むことが可能である。

■投資回収期間が短い取組であることが示されており、その記載内容や算出根拠が妥当なものとなっているか。

※ 投資回収期間 = 「投資額/(削減工数×人件費単価+増加した付加価値額)」で計算される。

■付加価値額の年平均成長率が大きい案件であることが示されており、その記載内容や算出根拠が妥当なものとなっているか。

■人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）等の導入等を行う事業計画であることが示されているか。また、汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わることや、省力化に資する汎用設備を組み合わせることでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが示されているか。

(3) 計画面

スケジュール等が具体的か、企業の収益性、生産性、賃金が向上するかを以下の観点から評価します。

■補助事業実施のための社内外の体制（人材、事務処理能力、専門的知見等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込まれるか。

■補助事業の成果が優位性や収益性を有し、かつ、省力化による結果に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。

■本事業により高い賃上げを実現する目標値が設定されており、かつその目標値の実現可能性が高い事業計画となっているか。

■補助事業を実施することにより、部分的な省力化に留まらずに会社全体にシナジーや成果をもたらす取組みとなっているか。具体的には、補助事業で省力化された時間や労働力を高付加価値業務に振り向けることで賃上げにつながるような、会社全体における柔軟なリソースの最適化の観点をふまえた内容となっているか。そのうえで「労働生産性」「一人当たり給与支給総額」「給与支給総額」等の算出根拠に妥当性があるか。

(4) 政策面

地域経済への貢献や、我が国の経済発展のために国の経済政策として支援すべき取組であるかを評価します。

■地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等や雇用に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長（大規模災害からの復興等を含む）を牽引する事業となることが期待できるか。

※以下に選定されている企業や承認を受けた計画がある企業は審査で考慮します。

・ 地域未来牽引企業 (https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html)

- ・ 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画
(https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyoushi.html)

■異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。異なる強みを持つ複数の企業等（大学等を含む）が共同で製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。

■事業承継を契機として新しい取組を行うなど経営資源の有効活用が期待できるか。

※アトツギ甲子園 ピッチ大会出場者は審査で考慮いたします。

(<https://atotsugi-koshien.go.jp/>)

■先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、環境に配慮した事業の実施、経済社会にとって特に重要な技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、我が国のイノベーションを牽引し得るか。

(5) 大幅な賃上げに取り組むための事業計画の妥当性

(大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例のみ。)

■大幅な賃上げの取組内容が具体的に示されており、その記載内容や算出根拠が妥当なものとなっているか。

■一時的な賃上げの計画となっておらず、将来に渡り、継続的に利益の増加等を人件費に充当しているか。また、人件費だけでなく、設備投資等に適切に充当し、企業の成長が見込めるか。

■将来にわたって企業が成長するため、従業員間の技能指導や外部開催の研修への参加、資格取得促進等、従業員の部門配置に応じた人材育成に取り組んでいるか。また、従業員の能力に応じた人事評価に取り組んでいるか。

■人事配置等の体制面、販売計画等の営業面の強化に取り組んでいるか。

(6) 加点項目

将来起こる中長期的な経済・社会構造の変化に対応していくためには、環境に柔軟に適応し、自己変革を続けていく必要があります。以下の取組を行う事業者に対しては加点を行います。

※ 加点項目の一部については、エビデンスとなる添付書類を提出いただき、審査の結果、各要件に合致した場合にのみ加点されます。

※ 賃上げ加点について、効果報告において未達か報告された場合は、当該報告を受けてから18か月、当補助金の次回公募及び中小企業庁が所管する他補助金*への申請において、正当な理由が認められない限り大幅に減点します。

*ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、サービス等生産性向上IT導入支援事業、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）、事業再構築補助金（中小企業省力化投資補助事業を含む）

ただし、自己の責任によらない理由がある場合により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではありません。自己の責任によらない理由がある場合は、効果報告の提出時にその理由を説明してください。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除いたします。

番号	加点項目	概要説明/参考情報・外部サイト
1	事業承継又はM&Aを実施した事業者（申請者）に対する加点	過去3年以内に事業承継（株式譲渡等）により有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）を引き継いだ事業者 ※なお、事業承継は、株式譲渡又は相続・贈与により法人と個人間で承継した場合、又は同一法人内で代表者交代したものに限り、減点を免除いたします。

2	災害等加点	有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者 ・事業継続力強化計画 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html)
3	成長加速マッチングサービスに登録している事業者に対する加点	「成長加速マッチングサービス」(← https://mirasapo-connect.go.jp/ を設定)において会員登録を行い、挑戦課題に登録している事業者。(応募締切日時点)
4	賃上げ加点	事業計画期間(補助事業完了年度の翌年度以降)における給与支給総額の年平均成長率4.0%以上増加する計画を有すること及び、事業場内最低賃金を毎年3月に事業実施都道府県における最低賃金より+40円以上の水準を満たすことを目標とし、事務局に誓約している事業者
5	えるぼし加点	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者
6	くるみん加点	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「くるみん認定」を受けている事業者

5-3 口頭審査

口頭審査は、補助申請額が一定規模以上の申請を行う事業者を対象にオンラインにて実施いたします。

■ 審査内容

- ・ 本事業に申請された事業計画について、事業の適格性、革新性、優位性、実現可能性等の観点について審査いたします。
- ・ その他、本事業の申請に係る意思決定の背景や事業実施に際しての事前のマーケティング調査等、計画書に記載のない内容についても伺う場合があります。

■ 審査方法

- ・ オンライン（Zoom等）にて実施いたします。会議用URLは事務局にて発行します。
- ・ 所要時間は1事業者15分程度の予定です。接続テストを実施しますので、会議開始5分前から事前にご入室ください。
- ・ 審査中はカメラをオンにいただき、審査対応者（申請事業者）の上半身（正面を向いて顔と耳と肩が明瞭に判別できる）を映していただきます。
- ・ 審査中の音声は録音いたします（録音した音声は審査以外の目的で使用することはありません。）
- ・ 審査当日に本人確認及び周辺環境の確認を実施いたしますので、顔写真付きの身分証明書をご用意ください。
- ・ 審査は申請事業者自身（法人代表者等※）1名が対応してください。当該事業者において勤務実態がない者、事業計画書作成支援者、経営コンサルタント、社外顧問等の申請事業者以外の方の対応や同席は一切認めません。

※等とは、個人事業主本人、法人代表者、株式会社取締役（社外取締役を除く。）、応募時の労働者名簿に記載されている「担当者」もしくは「経理担当者」（勤務実態がない者を除く。）です。

■ 事前にご準備いただくもの

- ・ 安定したインターネットに接続されたPC（接続不良等によりインターネットが切断された場合の再審査は行いません）
- ・ PC内蔵もしくは外付けのwebカメラ、マイク、スピーカー（イヤフォン、ヘッドセットは使用不可）。
- ・ 顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- ・ 会社内の会議室等、審査に適した環境（公共スペースは不可。申請事業者以外の同席は不可。口頭審査中、カメラに他の人が映り込んだり、マイクに他の人の声が入りこんだりしないようにしてください。）

■ 留意事項

- ・ 口頭審査の対象となる基準や審査の内容に関するお問い合わせについては、お答えいたしかねます。
- ・ 公平・公正な審査を行う観点から、審査委員及び事務局はカメラをオフにして審査します。
- ・ 指定日時になっても審査が開始できない場合（申請事業者側の接続不良等によるもの等）や審査当日に本人確認が出来ない場合、審査対応者以外の同席等が確認された場合などは、申請を辞退したものとみなし、不採択といたします。
- ・ 口頭審査中の申請者からの質問は一切受け付けません。
- ・ 審査対応者が申請事業者自身でないことが判明した場合は不採択もしくは交付決定等の取消、補助金返還となる場合があります。